

4 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金支給事業

〔現況及び施策の方向〕

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、国において、社会保障・税一体改革の枠組みの中で講じる社会保障充実のための措置と併せ、低所得者や子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずることが決定された。

これを受けて、低所得者に対する適切な配慮を行うとともに、子育て世帯への影響を緩和するため、全国一律に、暫定的・臨時的な措置として、各市町において、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される（1年半分を1回の手続で支給）。

（給付額）

- ・臨時福祉給付金：給付対象者一人につき1万円（加算対象者には5千円を加算）
- ・子育て世帯臨時特例給付金：対象児童一人につき1万円

〔事業の内容〕

臨時福祉給付金等支給事業（予算額 2,139千円）

市町が実施主体として給付措置が行われるが、県において、市町の円滑な執行の支援や広報業務を実施する。（平成25～26年度）